

## 学校における児童・生徒等に対する指導等について

1. 学校における水泳指導に際しては、「学校における水泳事故防止必携（2018年改訂版）」（平成30年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）[https://www.jpnsport.go.jp/anken/Portals/0/anken/anken\\_school/suiei2018/suiei2018\\_0.pdf](https://www.jpnsport.go.jp/anken/Portals/0/anken/anken_school/suiei2018/suiei2018_0.pdf)、「水泳指導の手引（三訂版）」（平成26年3月文部科学省）[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/jyujitsu/1348589.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1348589.htm)、「学校における体育活動中の事故防止のための映像資料」（平成26年3月文部科学省）<https://www.youtube.com/watch?v=0j-Dry4xcQ8&list=PLGpGsGZ31mbBZpfbIZpdamkuUGAZsFHsX> 及び「水泳の事故防止～プールへの飛び込み事故を中心に～」（平成28年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）<https://www.youtube.com/watch?v=MiyTSzNboTA> も参考に安全管理、安全指導等に当たること。

特に、飛び込みによるスタート時に、深く入水し、水底に頭部を打ちつけて死亡に至る等の重大事故が起きている中、事故防止の観点からも、学習指導要領及び同解説においては、「小・中学校及び高等学校入学年次の授業では、飛び込みによるスタート指導は行わず、水中からのスタートを指導すること」、「高等学校の入学年次の次の年次以降においても、原則として水中からのスタートを取り扱うこととするが、安全を十分に確保した上で、学校や生徒の実態に応じて段階的な指導を行うことができること」としており、各学校においては、学習指導要領を踏まえ、安全面に十分に配慮した指導を行うこと。

なお、水泳部の活動及び高等学校の入学年次の次年以降で、飛び込みによるスタートを行う際には、飛び込みによるスタートが安全に行えるプールであること、安全に指導できる教師又は外部指導者が立ち会い、直接指導すること、生徒の体力・技能の程度を踏まえた段階的な指導を行うことといった、十分な安全確保が必要であること。その際には、適宜、公益財団法人日本水泳連盟が策定した「スタートの段階指導」及び「プール水深とスタート台の高さに関するガイドライン」（[http://www.swim.or.jp/about/download/rule/g\\_02\\_2.pdf](http://www.swim.or.jp/about/download/rule/g_02_2.pdf)）も参考に、安全な指導を行うこと。

## 【近年の重大事故の例】

校種	事故の状況
高等学校	教員がスタート位置から1m離れたプールサイドで、足元から高さ約1mの水面上にデッキブラシの柄を水面に平行に掲げ、生徒に柄を越えて飛び込むよう指示。生徒は指示通り飛び込み、プールの底に頭部を強打した。救急搬送され、頸椎骨折、頸髄損傷と診断された。
小学校	郡民体育大会及び小学校体育連盟主催の水泳大会に出場予定候補選手を対象とした放課後の水泳練習において、飛び込み練習を行った際、水面にフラフープを浮かべ目標を定め実施した。その状況の中、児童がフラフープをめがけ飛び込み、プールの底に頭頂部をぶつけた。その後、頸椎捻挫と診断され、数か月通院。